

第4回 名寄市農業委員会総会（令和5年3月）会議録

日 時 令和5年3月29日（水）

午後3時58分 開始

午後4時38分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	設定された権利の合意解約について	3件	承認
第3	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	7件	承認
第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	7件	承認
第5	議案第4号	農地法第4条の規定に係る許可申請について	1件	承認
第6	議案第5号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第7	議案第6号	農業委員の辞任について	1件	承認
第8	報告第1号	農用地利用集積計画の変更について	1件	
第9	報告第2号	風連地区農地小委員会報告について	1件	
第10	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について（追加）	1件	承認
第11	議案第7号	名寄市農業委員会農地等の利用の最適化に係る指針について	1件	承認

第4回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	19番 村中洋一
2番 新田司	11番 上手浩幸	20番 小田桐正彦
3番 藤野修一	12番 林秀典	22番 竹部裕二
4番 清水康史	13番 沼田清憲	23番 南原政幸
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	24番 鈴木英二
6番 水間健詞	15番 山上瞳	25番 越孝則
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	27番 又村裕司
9番 村上清	18番 中村敏夫	

欠席 21番 飯塚明夫

第4回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和5年3月29日（水）午後3時58分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和5年第4回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和5年第4回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は21番 飯塚委員から欠席報告を受けており、委員定数27名中、委員26名の出席
です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますの
で、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、22
番 竹部委員、23番 南原委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、竹部委員、南原委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供し
ます。
番号34番から36番までを一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号34番から36番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
番号34番から36番について、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番から36番について承認することに決定いたしま
した。

議 長： 日程第3、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。初めに、売買について審査を行います。それでは、番号39番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号39番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号39番について説明します。3月17日午前10時より、風連庁舎において、私と飯村委員、事務局であっせん委員会を開催しています。所在地は、地図9ページをご覧ください。黄色いマーカーの南一番通と御料七線の交わった付近の北側と、そこから500mほど南東にある土地が所在地になります。売り手の〇〇〇さんの申し出に基づき利用調整ということで、隣接地を耕作し、農地を有効に利用することができると思込まれる〇〇〇〇さんに譲受人を決定しました。斡旋価格については、地域関係者との協議の結果、田が10a当り16万円と15万円、一部水捌けの悪い圃場が10万円になっています。畑については、10a当り1万5千円と設定し、両者合意の上での成立となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号39番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号39番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、賃貸借の審査を行います。はじめに番号40番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号40番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号40番について説明します。〇さんの農地は弥生地区にありまして、〇〇〇〇さんと3条で手続きを進めていましたが、相続が終わっていないことから、農地を放置しておきたくないため、1年間の賃貸借を設定しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号40番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって**番号40番**は、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号41番から番号43番**まで一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号41番から番号43番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号41番から43番について説明します。41番の所在ですが地図8ページの中ほどに、黄色のマーカーで二十二線とありますが、「線」という字の北側が所在になります。42番については、二十二線の「二」と「線」のところが一か所と、二十二線の右下、東三号の右側「10」と書いてあるところが所在になります。43番ですが、二十二線の南側に農道が1本あり、その途中に住宅地がありますが、その農道沿いが所在となります。3つの案件ともに新規の賃貸となります。賃貸価格については両者合意のものと価格となっています。皆さまの審議をよろしくお願いします。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号41番から番号43番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号41番から番号43番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号44番、番号45番**を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号44番、番号45番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、**番号44番、番号45番**について原案のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって**番号44番、番号45番**は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きます日程**第4、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。

初めに、**番号43番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号43番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号43番について説明します。この農地ですが、2月の第2回総会で売買が成立した農地の近くに残っていた畑や木が生えている畑など、〇〇〇さんが全部処分するため3条での申請となっています。皆さんの審議よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： 意見がないようですので、番号43番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号43番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次の番号44番、番号45番については、私より意見がありますので村中代理と進行を交代いたします。暫時休憩といたします。(16:10)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:11)
引き続き、**番号44番、番号45番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号44番、番号45番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありますか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号44番、番号45番について説明します。まず44番の土地ですが、地図の8ページをご覧ください。真ん中の下付近に二十八線という文字があり、その隣に道道瑞生下土別線がありますが、その間の北側の農地が44番になります。45番の土地は、二十八線の右手に基線がありますが、そこと二十八線というマーカの真ん中南側が所在になります。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの弟になり、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの父にあたります。新規就農者の農地取得となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号44番、番号45番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号44番、番号45番は原案のとおり決定いたしました。沼田委員の席移動のため暫時休憩といたします。(16:14)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:15)
引き続き、番号46番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号46番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 12番 林です。番号46番について説明します。この件については、〇〇〇〇さんの方からこの土地を処分したいという申し出があり、近くで耕作されている〇〇〇〇さんが、宅地を含めて引き受けるということになり、両者合意のもと3条申請での売買となりました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号46番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号46番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号47番、番号48番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号47番、番号48番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号47番、番号48番について説明します。まず農地の所在ですが、地図9ページのピンク色のマーカーで日進という文字と右側の黄色のマーカーで南二番通りと書いてある中間あたりに、縦に八線と書いてありますが、八線の左側の三角部分の中に47番と48番の農地があります。47番と48番の農地については、長年酪農家の方が賃貸をしてきましたが、賃貸の継続が難しくなり、持ち主の方より賃貸するか、売買をする方を探して欲しいということでした。牧草を作っていましたので、畦等がなかったり、用排水も見受けられない状況でした。そんな中、〇〇〇〇〇より、地域の農地維持に協力したいという申し出があり、事務局を介して調整し、金額等も両者合意のもと3条申請での売買となりました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号47番、番号48番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号47番、番号48番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号49番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号49番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

又村委員： はい。

議 長： 又村委員。

又村委員： 27番 又村です。番号49番について説明します。以前あっせんで〇〇さんが田を買い受けていましたが、今回〇〇さんが西風連を出ることから、残りの土地を処分したいということで、両者合意のもと3条申請での売買となりました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長： ただいま、又村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号49番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号49番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第5、議案第4号「農地法第4条の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号1番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号1番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号1番について説明します。所在ですが、地図7ページ真ん中の左側、赤いマーカーで砺波とあります。その左下に十四線とありますが、十四線右側に黒い太線のバイパスがあり、十四線とバイパスが交差する南側が所在地となります。今回〇〇さんが格納庫を建設するというので永久転用での申請となります。ご審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして**日程第6、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号6番の審査は、小田桐委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたしますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩といたします。（16：23）

議 長： それでは議事を再開いたします。（16：24）
それでは番号6番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第5号 番号6番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号6番について説明します。所在ですが、昨年、一昨年と砂利採取をしている東三号道路の交差点北東が申請地になります。私も〇〇〇さんの隣接地を耕作しているのですが、ここは表土が少なく、砂利層が深くなっています。土地改良のための砂利採取ですので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号6番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。
小田桐委員は席移動をお願いいたします。(16:25)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:26)
日程第7、議案第6号「農業委員の辞任について」を議題に供します。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第6号を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 質疑がありませんので、〇〇委員の辞任を承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 全員異議なしということで、辞任が承認されました。

議 長： 続きまして**日程第8、報告第1号「農用地利用集積計画の変更について」**を議題に供します。
事務局より報告をお願いいたします。

事務局： (報告第1号を読み上げ説明する。)

議 長： 農用地利用集積計画の変更についての報告でした。

議 長： 続きまして**日程第9、報告第2号「風連地区農地小委員会報告について」**です。武田委員長報告をお願いいたします。

武田委員： 14番武田です。本日行われました風連地区農地小委員会について報告します。令和5年

3月29日午前10時より風連庁舎3階委員会室において、風連地区農地小委員会に属する農業委員及び会長、代理、事務局で開催しています。当日の農地小委員会の審査では、本日総会の使用貸借の議案審議に先立ち、法人の農地取得として、審議の対象である法人代表である〇〇〇〇さんから説明を求め、その後出席委員による審査を行っています。法人の概要ではありますが、名称は合同会社〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、奥さんの〇〇〇〇〇〇さんの2名が代表になります。住所については、名寄市風連町字〇〇〇〇〇〇番地、設立年月日は令和5年3月13日となっています。農地法第2条第3項に規定される法人の事業要件、構成員要件、執行役員要件を審査したところ、すべての要件について適格であり、農地の設定権について適格であると認められます。詳しい内容につきましては、この後地区担当委員から報告があるのでよろしくお願ひします。

議 長： 法人化申請での報告でした。

議 長： 続きまして**日程第10、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について（追加）」**を議題に供します。
それでは**番号46番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号46番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。この件につきましては、風連の小委員会が開催され、法人の設立が許可されたことに伴い、〇〇〇〇さんの土地を合同会社〇〇〇〇〇〇に賃貸するという事です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号46番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号46番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第11、議案第7号「名寄市農業委員会農地等の利用の最適化に係る指針について」**を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第7号を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第4回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後4時38分 閉会)

【公告：令和5年3月29日 番号22番】

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____